

--

年 月 日

## 入 学 金 免 除 申 請 書

北海道科学大学 学長 殿  
北海道科学大学高等学校 校長 殿

学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程に基づき、下記のとおり入学金免除を申請します。

### 1 免除申請者（志願者）

フリガナ 氏 名		生年月日	年 月 日 生
住 所	〒      ー	TEL      (      )	
出願校			

### 2 申請事由

以下の太枠内の申請要件A、Bの番号を○で囲んでください。

申 請 要 件			
A. 事 由		B. 設置校名	
1	申請者が北海道科学大学高等学校を卒業（卒業見込を含む）している	申請者 (志願者)	110 北海道科学大学 (旧 北海道工業大学)
2	申請者が設置校を卒業（卒業見込を含む）または退学(高校を除く)している		120 北海道科学大学短期大学部 (旧 北海道自動車短期大学)
3	申請者の父または母が設置校の卒業生である	父・母	130 北海道薬科大学 *2018年4月より「北海道科学大学」へ統合
4	申請者の入学時に兄弟姉妹が設置校のいずれかに在籍している	兄弟姉妹	140 北海道科学大学高等学校 (旧 北海道尚志学園高等学校・北海道工業高等学校)
5	申請者の兄弟姉妹が同一年度に設置校のいずれかに入学する(2人目以降免除)		150 北海道総合電子専門学校 (旧 北海道電波専門学校)

※A. 事由の4、5については入学式終了後、在籍確認をおこない入学金を返還します。

### 3 対象となる方の氏名等（卒業・在学生等）

フリガナ 氏 名 (自署)		フリガナ 旧 姓	
生年月日	年 月 日 生	※在籍時と氏名が異なる場合のみ記入↑	
学部名		学科名	
在籍状況	(西暦)      年      月 卒業 (見込)		
	(西暦)      年      月 退学		
	(西暦)      年      月 入学予定		
	(西暦)      年      月 在籍中 (      年次)		
申請者(志願者)との続柄(志願者本人が申請者の場合は記入不要)			

#### [注意事項]

- 1 この申請書は、入学願書、必要書類とともに出願期限内に出願校へ提出してください。
  - 2 年号は西暦で記載してください。
  - 3 申請者、父又は母の卒業証明書等及び兄弟姉妹の在学証明書は不要です。
  - 4 入学手続き時に、申請者との続柄が証明できる書類（戸籍謄本）を提出する必要があります。
  - 5 提供された個人情報、入学金免除申請の用途以外には使用しません。  
また、第三者への開示提供はいたしません。
- ※「学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程」は別紙を参照ください。

出願校受付欄	対象校確認欄

## 学校法人北海道科学大学設置校間入学者の入学金免除規程（一部抜粋）

（目的）

**第1条** この規程は、学校法人北海道科学大学設置校（以下「設置校」という。）の卒業生等に対し、設置校への入学の一層の活性化と奨励を図るため、設置校間入学者の入学金免除について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

**第2条** 前条に定める「設置校」とは、北海道自動車学校を除く次の各号に定める学校をいう。

- (1) 北海道科学大学（旧北海道工業大学）
- (2) 北海道科学大学短期大学部（旧北海道自動車短期大学）
- (3) 北海道薬科大学
- (4) 北海道科学大学高等学校（旧北海道工業高等学校、旧北海道尚志学園高等学校）
- (5) 北海道総合電子専門学校（旧北海道電波専門学校）

**2** 前条に定める「卒業生等」とは、前項各号の学校を卒業または修了した者および前項第4号を除く各号の学校を退学した者をいう。

（免除区分）

**第3条** 次の各号の一に該当するときは、当該校の入学金を免除するものとする。ただし、免除対象は研究生、特別研究生、科目等履修生を除く入学者とし、免除申請期限を入学年度内とする。

- (1) 前条第1項第4号の生徒が卒業後、他の設置校に入学する場合
- (2) 前条第1項第4号を除く各号の学生が卒業後もしくは退学後、他の設置校に入学する場合
- (3) 入学時に設置校のいずれかに兄弟姉妹が在籍している場合
- (4) 設置校を卒業した同窓生の子が入学する場合
- (5) 同一年度に、設置校のいずれかに兄弟姉妹が入学する場合（二人目以降を免除とする）

**2** 前項各号に該当しない場合であっても、免除とすることが妥当と判断される場合は、理事長の承認を得て免除するものとする。

（略）

**附 則**

この規程は、平成12年9月27日から施行し、平成13年度入学者から適用する。

（略）

この規程は、平成28年7月1日から施行する。